

## 居宅介護支援事業者に係る書類の提出時期について

※書類については必要な添付書類とともに、期日を遵守したうえで提出してください。

	申請・届出内容	提出期限	様式
事業内容に関する 申請・届出	指定・許可の新規	事業開始の1か月前	様式第1号
	指定・許可の更新	指定有効期限日の前日 (3か月前から受付開始、 概ね1か月前には提出)	様式第2号
	事業内容の変更	変更後10日以内	様式第3号
	休止していた事業の再開	再開後10日以内	様式第4号
	事業の廃止・休止	廃止・休止日の1か月前	様式第4号の2
介護報酬に関する 体制の届出	新しく加算を算定する場合等、 算定単位数が増加する場合	算定開始月の前月の15日	
	加算等が算定できなくなった 場合	事業が発生した日以後直ぐ	
	基準違反により減算が適用 される場合		